

中山間地域等直接支払制度の取組状況

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国、県、村による支援を行う制度として、平成12年度から実施してきています。集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

現在、第4期対策として平成27年度から平成31年度まで、坂宇場の2つの集落と協定を締結し活動を行っています。

1. 制度の対象となる地域及び農用地

(1) 対象地域

- ・豊根村全域

(2) 対象農用地

- ・農業振興地域内の農用地で、基準以上の傾斜がある1ha以上のまとまりのある農地

2. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

3. 交付単価

地目	区分	①交付単価(円/10a)	②交付単価(円/10a)
田	急傾斜(1/20以上)	16,800	21,000
田	緩傾斜(1/100以上)	6,400	8,000
畑	急傾斜(15度以上)	9,200	11,500
畑	緩傾斜(8度以上)	2,800	3,500

①交付単価【基礎単価 単価の8割を交付】

- ・農業生産活動等を継続するための活動

例) 耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動、周辺林地の管理等

②交付単価【体制整備単価 単価の10割を交付】

- ・上記の活動に加え、農業生産性の向上、女性・若者等の参画を得た取組、集団的かつ持続可能な体制整備を行う

4. 平成29年度の実施状況

単位：面積/m²、金額/円

集落名	単価 区分	人 数	対 象 面 積	田					交付金
				急傾斜	緩傾斜	小区画	高齢化	特認基準	
御所平	8割	10	45,209	45,209	0	0	0	0	759,511
横 平	8割	7	29,856	29,856	0	0	0	0	501,580
合 計			75,065	75,065	0	0	0	0	1,261,091

※ 第4期対策では、坂宇場の御所平、横平の2集落と協定が締結されています。2集落とも農業生産活動等を継続するための活動が行われ、交付金が活動経費として使われています。

集落の主な取組内容

区		分		御所平A	横平
農業生産活動等として取り組むべき事項	農業生産活動等	耕作放棄の防止等の活動	賃借権設定・農作業の委託		
			農地の法面管理	○	○
			柵・ネット等の設置		○
		水路、農道等の管理活動	うち水路の管理	○	○
			うち農道の管理	○	○
	多面的機能を増進する活動	周辺林地の下草刈り			○
		景観作物の作付け			
魚類・昆虫類の保護					
緑肥作物の作付け					
集落マスタープラン	将来像を実現するための活動方策	機械・農作業の共同化等営農組織の育成			
		農業生産条件の強化			
		担い手への農地集積			
		担い手への農作業の委託			
		協同で支えあう集団的かつ持続可能な体制整備		○	○